

# 『 お部屋の退去について 』

拝啓、貴殿(貴社)には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、弊社ベストックス熊本の管理物件にお住まい頂き、このたび解約に至るまでのご愛顧に心から感謝いたします。  
下記に退去時までの手続きなどが記載してありますので、必ずご確認をお願い致します。

- **まずはベストックス(096-371-3414)までお電話下さい。**  
**すでにお電話をされた方は下記をご確認下さいませ。**

## 1 解約届を送付して下さい。

必要事項をご記入頂き署名捺印の上、お手数ですがお電話頂いた後**1週間以内に、096-362-0662までFAX、または郵送**して下さい。

退去立会い時に原本を頂きます。当社に届く期限が過ぎてしまうと退去の届出(1ヶ月以上前の予告義務)の不履行となり違約金が生じる場合がございますので早急にご返送くださいますようお願い致します。尚、解約日は必ず確定期日を記入して下さい。解約日付の変更は基本的にはできません。  
(最初に連絡を頂いてから30日分の賃料は発生いたします。)

## 2 退去日までに必ず下記の手続きを行っておいて下さい。

- (1) 電気料金の精算 (九州電力に連絡)  
ガス料金の精算 (契約ガス会社に連絡)  
水道料金の精算 (水道局に連絡)・・・家賃込の方は不要です。  
加入されている火災保険(総合保険)の解約手続き  
その他、電話料金、新聞代など  
※ 清算されずに退去された場合、上記の各会社・機関に転居先を連絡致します。
- (2) 市役所、郵便局その他公共機関への転居手続き
- (3) お部屋から全ての荷物が搬出された後に、担当者がお伺いしますので、**退去立会いの日時を1週間前までに必ずご連絡下さい。**(TEL 371-3414/371-3424)  
なお退去立会日は日曜・祭日はご遠慮いただきますようお願い致します。

## 3 退去日当日は下記の点にご注意下さい。

- (1) **引越し時に出たゴミ(特に大型ゴミ)は絶対にゴミ捨て場に捨てないでください。**  
大型ゴミは354-7171(月～金・8:30～17:00)まで必ず連絡をお願いします。
- (2) 万が一、退去後、室内やゴミ置き場に残された荷物、ゴミなどは廃棄物としてみなして全て処分致します。その際の費用は入居者様負担となりますので、予めご了承下さいませ。

## 4 敷金精算について

- (1) 契約書に基づき精算致します。ご返金がある場合、**退去月の翌月末までに**新住所へ退去精算書を郵送し、ご指定頂いた口座にお振り込みいたします。
- (2) 精算金に不足が生じた場合は後日明細表を郵送致しますので、必ず期日までに当社指定口座へお振込下さい。

ご入居頂き誠にありがとうございました。新しい生活が素晴らしいものでありますように！  
また何かお役に立てる事がございましたら、是非ご連絡下さいませ。



《 家主代理人 》

 **ベストックス**

〒862-0972熊本市新大江1-18-6

TEL 371-3414 e-mail info@best-x.jp

FAX 362-0662 HP http://www.best-x.jp